

**研修テーマ：特別支援教育**

※徳島県では、“障害”を“障がい”と表記している。ここでは、法令、引用した文章では、「障害」、それ以外は「障がい」と表記する。

1 「特殊教育」から「特別支援教育」へ

2003年（平成15年）3月に、特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議が取りまとめた「今後の特別支援教育の在り方について」（最終報告）において、障がいの程度等に応じ特別の場で指導を行う「特殊教育」から障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図ることが示された。この最終報告では、特別支援教育について、次のように示している。

特別支援教育とは、従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである

そして、この最終報告では、特殊教育の果たしてきた役割や障がいの児童生徒等をめぐる諸情勢の変化を踏まえつつ「特別支援教育」の理念と基本的な考え方に基づき、学校や教育委員会における体制整備や特別支援教育に関する制度的な見直しを行うことが提言された。

この最終報告の提言を受け、特別支援教育を推進するための制度の在り方を具体的に検討するため中央教育審議会初等中等教育分科会の下に特別支援教育特別委員会が設置された。この特別委員会において審議が行われ、2005年（平成17年）に「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」が取りまとめられた。

文部科学省は、この答申を踏まえ、必要な制度の見直しについての検討を進め、学校教育法等の一部改正及び学校教育法施行規則の一部改正等を行った。これにより、盲・聾（ろう）・養護学校の区分をなくし特別支援学校とし、特別支援学校の教員の免許状を改めるとともに、小・中学校等において特別支援教育を推進するための規定を法律上に位置付けた。改正された学校教育法は、2007年（平成19年）4月より施行されている。

【学校教育法】（傍線部分は改正部分）

第一条

この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第七十二条

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第七十三条

特別支援学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、前条に規定する者に対する教育のうち当該学校が行うものを明らかにするものとする。

#### 第七十四条

特別支援学校においては、第七十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第八十一条第一項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

#### 第七十五条

第七十二条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で定める。

#### 第八十条

都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その障害が第七十五条の政令で定める程度のを就学させるに必要な特別支援学校を設置しなければならない。

#### 第八十一条

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

② 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

③ 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

## 2 就学事務

憲法第 26 条第 2 項等で規定されている就学義務を履行させるための事務を就学事務という。就学事務は地方公共団体の自治事務とされ、小・中学校等への就学に関する事務は、市町村の教育委員会が行うこととされている。

### 【地方自治法】

#### 第一百八十条の五

執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

- 一 教育委員会
- 二 選挙管理委員会
- 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
- 四 監査委員

## 第一百八十条の八

教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する。

### 【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

#### 第二十一条

教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

#### 第一項～第三項 略

四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

#### 第五項～第十九項 略

### (1) 就学手続の概要

市町村教育委員会は、当該市町村の区域内に居住する学齢児童・学齢生徒についてその就学義務の状況を把握するため、住民基本台帳（10月1日現在）に基づいて学齢簿を編製しなければならない。（学校教育法施行令第1条、第2条、学校教育法施行規則第31条）

学齢簿を作成後、市町村教育委員会は、当該市町村の区域内に居住し、翌年度より小学校又は中学校に就学すべき者（以下「就学予定者」という。）に対して、健康診断を行う。（学校保健安全法第11条）

そして、就学予定者の保護者に対し、翌学年の初めから二月前（1月末日）までに、小学校、中学校又は義務教育学校の入学期日を通知しなければならない。（学校教育法施行令第5条第1項）

市町村内に小学校（中学校）及び義務教育学校が2校以上ある場合、この通知において就学予定者が就学すべき小学校（中学校）及び義務教育学校を指定することとされており（学校教育法施行令第5条第2項）、多くの市町村教育委員会は、就学校の指定にあたり、あらかじめ通学区域を設定し、それに基づいて指定を行っている。

保護者は、就学すべき学校の指定にしたがって、その子を就学させる義務を負うが、指定された学校について、保護者の意向や子の状況に合致しない場合等において、市町村教育委員会が相当と認めるときには、保護者の申立により、市町村内の他の学校に変更することができる。（学校教育法施行令第8条）

また、具体的にどのような事由について就学校の指定の変更が認められるかは、地域や学校の実情等に応じて、最終的に各市町村教育委員会が判断するものだが、就学校の変更に係る要件及び手続に関しては、各市町村教育委員会において予め定め、公表することを定めている。（学校教育法施行規則第33条）

なお、学校選択制を導入している場合、市町村教育委員会は、就学すべき学校の指定に先立ち予め保護者の意見を聴取することもできるとされている。（学校教育法施行規則第32条第1項）

### 【学校教育法施行令】

#### 第一条（学齢簿の編製）

市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、当該市町村の区域内に住所を有する学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法（以下「法」という。）第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。以下同じ。）について、学齢簿を編製しなければならない。

2 前項の規定による学齢簿の編製は、当該市町村の住民基本台帳に基づいて行なうものとする。  
第五条（入学期日等の通知、学校の指定）

市町村の教育委員会は、就学予定者（法第十七条第一項又は第二項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、第二十二条の三の表に規定する程度のも（以下「視覚障害者等」という。）のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校、中学校又は義務教育学校の入学期日を通知しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校及び義務教育学校の数の合計数が二以上である場合又は当該市町村の設置する中学校（法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものを除く。）及び義務教育学校の数の合計数が二以上である場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校、中学校又は義務教育学校を指定しなければならない。

#### 第八条

市町村の教育委員会は、第五条第二項の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立てにより、その指定した小学校、中学校又は義務教育学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者及び前条の通知をした小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。

### 【学校教育法施行規則】

#### 第三十一条

学校教育法施行令第二条の規定による学齢簿の作成は、十月一日現在において行うものとする。

#### 第三十二条

市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第五条第二項の規定により就学予定者の就学すべき小学校、中学校又は義務教育学校を指定する場合には、あらかじめ、その保護者の意見を聴取することができる。この場合においては、意見の聴取の手續に関し必要な事項を定め、公表するものとする。

#### 第二項略

#### 第三十三条

市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第八条の規定により、その指定した小学校、中学校又は義務教育学校を変更することができる場合の要件及び手續に関し必要な事項を定め、公表するものとする。

### (2) 障がいのある児童生徒の就学手續

障がいのある子供の教育に当たっては、その障がいの状態等に応じて、可能性を最大限に發揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立って、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要である。

障がいのある子供の就学先については、本人・保護者の意見を可能な限り尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、障がいの状態や必要となる支援の

内容、教育学等の専門的見地といった総合的な観点を踏まえて市町村教育委員会が決定することとされている。

具体的には、就学時の健康診断を実施した後、学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当し、障がいの状態、教育上必要な支援の内容、本人・保護者の意見等を勘案し、市町村教育委員会が特別支援学校に就学させることが適当と認める者だけを「認定特別支援学校就学者」とし、特別支援学校に就学させることとしている。(学校教育法施行令第 5 条第 1 項) また、障がいのある子供の就学又は転学に係る通知をするときには、市町村教育委員会は専門家だけでなく、保護者の意見を聴くことが義務付けられている。(学校教育法施行令第 18 条の 2)

最終決定は、市町村教育委員会が行い、都道府県教育委員会に 12 月末日までにその子供の氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知する。(学校教育法施行令第 11 条第 1 項) これを受けて、都道府県教育委員会は、保護者に対して、1 月末日までに特別支援学校への入学期日等の通知を行う。(学校教育法施行令第 14 条第 1 項)

### 【学校教育法施行令】

#### 第十一条 (特別支援学校への就学についての通知)

市町村の教育委員会は、第二条に規定する者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから三月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならない。

#### 第二項・三項略

#### 第十四条 (特別支援学校の入学期日等の通知、学校の指定)

都道府県の教育委員会は、第十一条第一項(第十一条の二、第十一条の三、第十二条第二項及び第十二条の二第二項において準用する場合を含む。)の通知を受けた児童生徒等及び特別支援学校の新設、廃止等によりその就学させるべき特別支援学校を変更する必要を生じた児童生徒等について、その保護者に対し、第十一条第一項(第十二条の二において準用する場合を含む。)の通知を受けた児童生徒等にあつては翌学年の初めから二月前までに、その他の児童生徒等にあつては速やかに特別支援学校の入学期日を通知しなければならない。

#### 第二項・三項略

#### 第二十二條の三

法第七十五条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの

	二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

#### 備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 二 聴力の測定は、日本産業規格によるオーディオメータによる。

### 3 小・中学校における特別支援教育

教育基本法第4条第2項では、国及び地方公共団体は、障がいのある者が、その障がいに応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じることが規定している。

また、2006年（平成18年）に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」（日本は2014年に批准）や2011年（平成23年）に改正された「障害者基本法」などの趣旨を踏まえ、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が強く求められている。

#### 【教育基本法】

##### 第四条（教育の機会均等）

すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

#### (1) 特別支援学級

学校教育法第81条では、幼稚園、小・中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校において、①知的障がい者、②肢体不自由者、③身体虚弱者、④弱視者、⑤難聴者、⑥その他の障がいのある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの、のいずれかに該当する児童生徒及びその他教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うこととしている。

平成25年10月4日付け「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」では、特別支援学級の対象となる障害の種類及び程度を次のように示している。

##### ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも

イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも

ウ 病弱者及び身体虚弱者

一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも

二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも

カ 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

キ 自閉症・情緒障害者

一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも

二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

【学校教育法施行規則】

第百三十六条

小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級の一学級の児童又は生徒の数は、法令に特別の定めのある場合を除き、十五人以下を標準とする。

第百三十八条

小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第五十条第一項（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十一条、第五十二条（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の三、第七十二条（第七十九条の六第二項及び第百八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十三条、第七十四条（第七十九条の六第二項及び第百八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十四条の三、第七十六条、第七十九条の五（第七十九条の十二において準用する場合を含む。）及び第百七条（第百十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

第百三十九条

前条の規定により特別の教育課程による特別支援学級においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用することが適当でない場合には、当該特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

2 第五十六条の五の規定は、学校教育法附則第九条第二項において準用する同法第三十四条第二項又は第三項の規定により前項の他の適切な教科用図書に代えて使用する教材について準用する。

学校教育法施行規則第 138 条では、教育課程について、特に必要がある場合は特別の教育課程によることができるとしており、それを受けて第 139 条では、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用することが適当でない場合には、当該特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができることとされている。

## (2) 通級による指導

学校教育法第 81 条第 1 項においては、幼・小・中・高等学校において障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことを定めており、すべての学校において特別支援教育が実施されることとされている。その上で、通級による指導は、学校教育法施行規則第 140 条及び第 141 条に基づき行う。

通級による指導は、障がいに応じた特別の指導を通常の教育課程に加え、又はその一部に替えて行うものであり、通級による指導を受ける児童生徒については、特別の教育課程を編成する必要がある。学校教育法施行規則第 140 条では、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒に対して通級による指導を行う場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、特別の教育課程によることができることとしている。

その対象となる障がいの種類及び程度については、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」において、次のように示されている。

### ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

### イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

### ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

### エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

### オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

### カ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のも

### キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のも

## ク 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

知的障害者については、知的障がい者に対する学習上又は生活上の困難の改善・克服に必要な指導は、生活に結びつく实际的・具体的な内容を継続して指導することが必要であることから、一定の時間のみ取り出して行うことにはなじまないことを踏まえ、現在、通級による指導の対象となっていないことに留意する必要がある。

### 【学校教育法施行規則】

#### 第一百四十一条

前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部において受けた授業を、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

### (3) 合理的配慮

教育基本法第6条第2項において、「(前略) 教育の目的が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。」とされている。

2007年(平成19年)に障害者の権利に関する条約に署名して以来、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の改正をはじめとする国内法の整備等を進めてきた。

### 【障害者の権利に関する条約】

#### 第二十四条

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、次のことを目的とするあらゆる段階における障害者を包摂する教育制度(an inclusive education system)及び生涯学習を確保する。(後略)

この権利の実現に当たり確保するものの一つとして、「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。」が挙げられている。第2条の定義において、「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」とされている。なお、「負担」については、「変更及び調整」を行う主体に課される負担を指すとされている。

これを受けて、特別支援教育の在り方に関する特別委員会(中央教育審議会)では、「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負

担を課さないもの」、と定義した。なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）は、障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化するものであり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい者差別の解消を推進することを目的として、2013年（平成25年）に制定、2016年（平成28年）に施行された。（文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針について（通知）より）この法律の中では、障がいを理由として「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、障がい者の個別の状況に応じて「合理的配慮」を行うことを求めている。学校設置者は、施設・設備の整備や教育上の配慮等の対応を行っていく必要がある。ただし、「不当な差別的取扱い」は、国・地方公共団体等の行政機関、民間事業者の区別なく禁止している（第7条2項）が、「合理的配慮」に関しては、行政機関に対して法的義務とする一方、民間事業者については努力義務に止めている（第8条2項）。つまり、国公立学校と私立学校では、合理的配慮の適用に差異が生じる可能性がある。

#### （4）特別支援教育コーディネーター

文部科学省では、平成16年1月に「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」を作成し、小・中学校における発達障害のある児童生徒に対する教育支援体制の整備を推進してきた。その後、発達障がいのみならず、障がいにより教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対する教育支援体制は大きく進歩してきている。平成28年度には、発達障害者支援法の大規模な改正が行われるとともに、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）が改正され、いわゆる通級による指導を担当する教員の基礎定数化が平成29年度からの10年間で計画的に進められることになった。また、学習指導要領改訂において、通級による指導を受ける児童生徒や特別支援学級に在籍する児童生徒については、個別の支援計画や個別の指導計画を全員作成することとされるなど、特別支援教育を取り巻く状況は日々変化している。そこで、平成16年のガイドラインを見直し、取りまとめられたものが「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気付き、支え、つなぐために～」（平成29年3月）である。

本ガイドラインの中で、第3部 学校用 校長用として、3には次のように示されている。

### 3. 特別支援教育コーディネーターの指名と校務分掌への位置付け

校長は、学校内の関係者及び関係機関との連携調整並びに保護者の連絡窓口となる特別支援教育のコーディネーターの役割を担う者を指名し、校務分掌に位置付けて特別支援教育を推進します。

#### （1）特別支援教育コーディネーターの役割

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係機関・学校との連絡・調整、保護者の相談窓口等の役割を担います。

校長は、特別支援教育コーディネーターを校務分掌に明確に位置付け、学校内の全ての教職員に対して、特別支援教育コーディネーターの役割を説明し、学校において組織的に機能するように努めることが重要です。

また、校長は、特別支援教育コーディネーターが合理的配慮の合意形成、提供、評価、引継ぎ等の一連の過程において重要な役割を担うことに十分留意し、学校において組織的に機能するよう努める必要があります。

## (2) 指名に当たっての配慮事項

校長は、特別支援教育について学ぶ意欲があり、学校全体、そして関係機関との連携・協力にも配慮ができ、必要な支援を行うために教職員の力を結集できる力量（コーディネートする力）を有する人材を特別支援教育コーディネーターに指名します。

各学校の実情に応じて、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教務主任、生徒指導主事等を指名する場合や特別支援学級担任や通級担当教員、養護教諭を指名する場合等、様々な場合が考えられます。その際には、例えば、特別支援教育コーディネーターの役割を中心的に担う主幹教諭を置いたり、学級・教科担任をもたない教員を指名したりするなど、専ら特別支援教育コーディネーターの業務に従事できるような配慮を行うことが望まれます。

特別支援教育コーディネーターの機能強化、人材育成、円滑な引継ぎ等を考えて、複数名指名することも考えられます。

## (3) 校務分掌での位置付け

特別支援教育コーディネーターの校務分掌上の位置付けは、各学校において特別支援教育コーディネーターが担う役割や組織の作り方によって異なります。

校内委員会の主任として位置付ける場合のほか、既存の生徒指導部や学習指導部等の構成員に位置付ける場合等、各学校の実情に応じて様々考えられます。

各学校の校長の判断で、最も実情に即した位置付けをしていくことが求められます。校長は、児童等への総合的な対応を図るため、例えば学校内の生徒指導部会等の体制との連携を図るなど、学校内の他の部会等との連携に向けて、積極的に教職員に対して指示することが重要です。

29 頁からは、「特別支援教育コーディネーター用」も示されている。



「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～」(平成 29 年 3 月)

【文部科学省 Web サイトより】